

特別定額給付金事業について

(給付対象者1人につき10万円給付)

総務省から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金事業」を実施することが発表されました。

大崎町では、5月11日(月)から申請を受け付けております。

【特別定額給付金の概要】

■給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記載されている方
- ・受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

■給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

■申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送申請方式と、オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)を基本としますが、やむを得ない事情がある場合に限り、窓口における申請が可能です。

申請期限は8月7日(金)まで(郵送申請方式の場合は当日消印有効)

①郵送申請方式

町から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに町へ郵送する。

②オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請する(電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要になります)。

③窓口申請方式

町から受給権者宛てに郵送された申請書と必要書類を持参し、下記窓口で申請を行う。

【窓口について】(受付時間 9時00分～16時00分)

- ・5月11日(月)～17日(日)
大崎町役場中央公民館1階第4会議室または野方改善センター
- ・5月18日(月)～8月7日(金) ※左記期間は土・日・祝祭日を除く
大崎町役場中央公民館1階第4会議室または野方支所

【お問い合わせ先】 総務課 特別定額給付金担当 ☎ 099 - 476 - 1111 (内線 401～403)